記載の料金額は税込価格です

「トクするサポート」提供条件書

※2019 年 10 月 10 日に、「半額サポート＋」から「トクするサポート」へ名称を変更しました。

※2021 年 1 月 20 日をもちまして、「トクするサポート」のお申し込みの受付を終了しました。

「トクするサポート」（以下「本プログラム」といいます。）は、対象機種（以下「1 台目機種」といいます。）を 48 回の分割払いの方法により購入し、特典受付開始日（第 5 条（特典内容）第 2 項に定義します。）以降に特典利用条件を満たした上で、指定機種（以下「2 台目機種」といいます。）を購入（以下「本件買替」といいます。）した場合に、1 台目機種の査定完了日が属する請求月の翌請求月以降分（最大 24 か月分）の 1 台目機種の分割支払金又は賦払金（以下「分割支払金」と総称します。）相当額で 1 台目機種を下取りし、1 台目機種の割賦残債務と 1 台目機種を下取りしたときの売買代金債権を相殺するプログラムです。

第 1 条（規約の適用）

1. 本プログラムは、ソフトバンク株式会社（以下「当社」といいます。）が提供します。
2. 「トクするサポート」提供条件書（以下「本提供条件書」といいます。）は、お客さまが本プログラムを利用するにあたって適用される条件を定めたものであり、お客さまは、本提供条件書の内容を確認し、ご同意の上で、本プログラムをご利用頂く必要があります。

第 2 条（プログラム期間）

本プログラムの実施期間（以下「本プログラム期間」といいます。）は、下表に掲げるとおりです。

本プログラム期間	2019 年 9 月 13 日 ～ 2021 年 1 月 20 日

第 3 条（加入条件）

1. 本プログラムに加入するためには、本プログラム期間中に、次の各号に掲げる条件の全てを満たすことが必要です。
   (1) 当社との間で割賦購入契約又は個別信用購入あっせん契約を締結することにより、48 回払いの方法によって 1 台目機種を購入すること
   (2) 本提供条件書に同意の上、前号の時点で本プログラムに申し込むこと
2. 1 台目機種は、下表のとおりです。

対象機種※ （1 台目機種）	2020 年 3 月 26 日以前に発売された SoftBank 4G LTE 又は SoftBank 4 G 対応の iPhone、スマートフォン、SoftBank 携帯電話、iPad 及びタブレット （対象機種の詳細は、当社ホームページ等でご確認ください）

※みまもりケータイ、キッズフォン、あんしんファミリーケータイ、シンプルスタイル（プリペイド携帯電話）、衛星電話、SoftBank 回線対応の通信モジュールを内蔵したメーカーブランド PC・タブレット並びに SoftBank 3G にのみ対応した iPhone、スマートフォン、SoftBank 携帯電話、iPad 及びタブレット等は、対象外です。

第 4 条（プログラム利用料）

1. お客さまは、本プログラムの利用の対価として、当社指定の期限までに、当社に対し、本プログラムの利用料（以下「プログラム利用料」といいます。）を支払うものとします。なお、プログラム利用料の金額及び支払いが必要な期間は、下表に掲げるとおりです。

プログラム利用料	月額 390 円 （不課税）
支払期間	本プログラムの加入日が属する請求月※を 1 か月目として 24 か月間

「トクするサポート」提供条件書
更新日：2024 年 7 月 2 日
ソフトバンク株式会社

Copyright 2021 SoftBank Corp.

※第 16 条（請求月）に定めるお客さまの「請求月」を指します。以下同じ。

2. 本プログラムの月途中における加入、解約、終了その他いかなる理由であっても、プログラム利用料の日割り計算は行いませんので、満額をお支払頂く必要があります。
3. 割賦購入契約又は個別信用購入あっせん契約に付属して、当社とお客さまとの間に成立する本プログラムの利用に関する合意（以下「本契約」といいます。）の解約、解除、終了その他理由を問わず、第 14 条（プログラム利用料相当のバック）に定める場合を除いて、プログラム利用料の返金はいたしません。
4. 当社は、合理的な理由がある場合は、当社が適切と判断する方法により周知した上で、プログラム利用料を変更する場合があります。

第 5 条（特典内容）

1. 本プログラムの特典（以下「本特典」といいます。）の内容は、下表に掲げるとおりです。

特典内容	お客さまが特典利用条件を全て満たすことを条件として、1 台目機種の査定完了日が属する請求月の翌請求月以降分（最大 24 か月分※）の 1 台目機種の分割支払金相当額（**頭金は含まれません。**）で、1 台目機種を下取りし、1 台目機種の割賦残債務と 1 台目機種を下取りしたときの売買代金債権を相殺します。

※お客さまが本特典を利用するタイミングによって、金額は異なります。

2. 本特典の利用の申し込みが可能となる時期（以下「特典受付開始日」といいます。）は、下表に掲げるとおりです。

特典受付開始日	本プログラムの加入日が属する請求月を 1 か月目として、25 か月目※

※一部のお客さまは、例外的に 24 か月目に、本特典が利用可能となります。また、在庫状況又は配送状況により、1 台目機種がお客さまのお手元に届くまで一定期間を要する場合等において、特典受付開始日が数か月間遅れる可能性があります。お客さまの特典受付開始日は、My SoftBank 又は法人コンシェルサイト（法人のお客さま）でご確認頂くことができます。

第 6 条（特典利用条件）

1. 本特典を利用するためには、前条第 2 項に定める特典受付開始日以降に、次の各号に掲げる条件を全て満たすことが必要です。

（1） 当社又はソフトバンク取扱店から、一括払い又は複数回払い（割賦購入契約又は個別信用購入あっせん契約）の方法により、当社指定の 2 台目機種（次条に規定します。）を購入すること

（2） 前号の機種購入の時点で、1 台目機種の電話番号（ソフトバンクユーザー※1のお客さま）又は機種契約番号※2（ソフトバンクユーザー以外のお客さま）を当社に申告の上、当社指定の方法により、本特典の利用を当社に申し込むこと。なお、法人のお客さまの場合、法人番号のご申告も必要です。

（※1）当社が「ソフトバンク」ブランドの下で提供する通信サービスの利用者をいいます。以下同じ。

（※2）1 台目機種を購入するときに当社が発行するお客さまの管理番号をいいます。

（3） 2 台目機種の購入日が属する月の翌月末までに、当社が 1 台目機種を回収し、査定完了すること。なお、当該回収及び査定にあたっては、次の条件を全て満たしていることを要します。

※あんしん保証パック with AppleCare Services、あんしん保証パックプラス又はあんしん保証パックの特典を利用して、1 台目機種を交換した場合は、交換後の機種を回収し、査定します。この場合、交換後は、交換前の機種で特典を利用することはできなくなります。なお、交換後の機種については、本提供条件書の「1 台目機種」をその端末に読み替えて、本提供条

Copyright 2021 SoftBank Corp.

件書の規定を適用するものとします。

① 1 台目機種が第 12 条（査定基準）に規定する査定基準（以下「査定基準」といいます。）を満たしている旨当社が確認したこと

② 1 台目機種の製造番号（IMEI）を当社が確認できたこと※

※印字が不鮮明、損壊その他の状態等により、製造番号（IMEI）が確認できない場合、本特典の利用のお申し込みを受けることができません。

③ 当社が定める方法に従い、古物営業法（昭和 24 年法律第 108 号）に基づく本人確認義務を果たしたこと

④ 1 台目機種がネットワーク利用制限の対象になっていないこと

(4) 第 1 号の機種購入の時点で、本プログラムを解約・解除・終了していないこと

(5) プログラム利用料その他お客さまが当社に負担する債務の支払いを怠っていないこと

(6) 24 か月分のプログラム利用料の全額を支払うこと

2. 1 台目機種が査定基準を満たしていない場合に、お客さまが本特典の利用を希望するときは、20,000 円（不課税）（あんしん保証パック with AppleCare Services、あんしん保証パックプラス又はあんしん保証パック※にご加入の方は 2,000 円（不課税））を一括でお支払頂く必要があります。

※ソフトバンクユーザー以外のお客さまは、あんしん保証パック with AppleCare Services、あんしん保証パックプラス又はあんしん保証パックに加入することはできません。

3. お客さまの割賦残債務が完済済みである場合又は **1 台目機種が査定基準を満たしていない時にお客さまの割賦残債務が 20,000 円（あんしん保証パック with AppleCare Services、あんしん保証パックプラス又はあんしん保証パックにご加入の方は 2,000 円）以下の場合は、本特典を利用できません。**

第 7 条（指定機種）

2 台目機種の対象は、下表のとおりです。

指定機種※ （2 台目機種）	第 3 条（加入条件）第 2 項に規定する対象機種（1 台目機種）
	当社が別途定める「「トクするサポート＋（2021 年 9 月 23 日以前加入者向け）」提供条件書」に規定する対象機種（1 台目機種）
	当社が別途定める「「新トクするサポート」提供条件書」に規定する対象機種

※SoftBank Certified で取り扱う機種は、指定機種（2 台目機種）の対象外です。

第 8 条（1 年買い替えオプション）

1. 1 年買い替えオプションは、本プログラムに加入したお客さまが 1 年買い替えオプション行使開始日（次項に定義します。）から特典受付開始日の前日までの期間に、第 3 項の条件を満たした上で本件買替した場合、24 回分の 1 台目機種の分割支払金相当額で 1 台目機種を下取りし、お客さまの 1 台目機種の 25 回目から 48 回目までの分割支払金債務と 1 台目機種を下取りするときの売買代金債権を相殺するものです。この場合、お客さまは、1 台目機種の 24 回目までの分割支払金については、引き続き支払う必要があります。

2. 1 年買い替えオプションの行使の申し込みが可能となる時期（以下「1 年買い替えオプション行使開始日」といいます。）は、下表に掲げるとおりです。

Copyright 2021 SoftBank Corp.

記載の料金額は税込価格です

1 年買い替えオプション行使開始日	本プログラムの加入日が属する請求月を 1 か月目として、13 か月目※

※一部のお客さまは、例外的に 12 か月目に 1 年買い替えオプションの行使が可能となります。在庫状況又は配送状況により、1 台目機種がお客さまのお手元に届くまで一定期間を要する場合等において、1 年買い替えオプション行使開始日が数か月間遅れる可能性があります。お客さまの 1 年買い替えオプション行使開始日は、My SoftBank 又は法人コンシェルサイト（法人のお客さま）でご確認頂くことができます。

3. 1 年買い替えオプションを行使するためには、1 年買い替えオプション行使開始日から特典受付開始日の前日までの期間に、次の条件を全て満たす必要があります。
   (1) 当社指定の方法により、24 か月分のプログラム利用料のうち未払分を一括でお支払い頂くこと
   (2) 第 6 条（特典利用条件）第 1 項第 1 号から第 5 号までに定める条件
4. 1 年買い替えオプションを行使した場合においても、全 48 回のうち 1 回目から 24 回目までの分割支払金債務については、1 台目機種の売買代金債権と相殺されるものではなく消滅しないため、お客さまは、割賦契約条件に従い引き続きお支払い頂く必要がありますので、ご注意ください。

第 9 条（下取りの必要性）

本特典又は 1 年買い替えオプション（以下「本特典等」と総称します。）を利用するためには、本提供条件書記載の条件に従い、1 台目機種を当社に提供頂く必要があります。なお、本プログラムへのお申込みをもって、1 台目機種を提供することに同意いただいたものとさせて頂きます。

第 10 条（特典利用時における機種回収）

1. お客さまは、1 台目機種の回収方法として、店頭又は郵送のいずれかをお選び頂けます。
2. 1 台目機種の回収にあたっては、古物営業法に基づく本人確認を実施します。
3. 回収のお申し込み後は、1 台目機種の返還請求及びお申し込みのキャンセルはできません。
4. 回収完了後は 1 台目機種内のデータ復元等はできなくなりますので、回収前にデータのバックアップ・初期化を必ず実施頂くようお願いいたします（万が一、機種内にデータが残っていた場合は、当社にて全て消去いたします。）。なお、実施しないこと等によってデータの消失又は漏洩等が生じてお客さまが損害を被ったとしても、当社は責任を負いません。
5. 回収前に 1 台目機種でご利用されていたアプリケーションやサービス等は、お客さまご自身にて解約・引き継ぎ等の必要なお手続きを実施するようお願いいたします。なお、実施しないこと等によってお客さまが何らかの損害を被ったとしても、当社は責任を負いません。
6. 1 回あたりの本件買替につき、1 台に限って回収します。
7. 本件買替がキャンセルされた場合であっても、回収した 1 台目機種はお客さまに返却されません。
8. 本件買替がキャンセルされた場合に、お客さまが再度第 6 条（特典利用条件）第 1 項の条件、第 8 条（1 年買い替えオプション）第 3 項の条件又は第 14 条（プログラム利用料相当のバック）第 1 項の付与条件を満たしたときであっても、本特典等を利用することはできず、かつ、同条に定めるバック対象額の PayPay 等の付与を受けることもできません。
9. 1 台目機種の査定完了後、当社は、適格請求書発行事業者として登録されている法人のお客さまに対して、仕入明細書を送付する場合があります。この場合、お客さまは、法令が定める期間、同書面を保存する必要があります。なお、同書面の発送後 2 週間以内に、当社指定の方法によりお客さまが異議を申し出ないときは、その記載内容に同意したものとみなします。

「トクするサポート」提供条件書
更新日：2024 年 7 月 2 日
ソフトバンク株式会社

Copyright 2021 SoftBank Corp.

10. 運送会社その他の第三者による 1 台目機種に関する配送事故（誤配送、遅延、不到達等）又は紛失・破損等については、当社は責任を負わないものとします。

第 11 条（郵送による回収）

1. 回収のお申し込み後、本件買替時の契約者住所宛に送付キットを送付いたします。このとき、古物営業法に基づく本人確認を実施済みではない場合は、受取人確認配達サービスにて本人確認を実施させて頂きます。
2. 回収対象の 1 台目機種と一緒に「申込書兼同意書」又は「端末回収に関する添え状」を回収品送付窓口へ送付ください。
   ※法人契約の場合、回収対象の 1 台目機種の送付時に、「登記事項証明書（登記簿謄本、現在事項証明書等）」の原本と「委任状」1 通をそれぞれ同封頂く必要があります。
3. 「申込書兼同意書」又は「端末回収に関する添え状」記載内容と送付内容が異なる場合は、本特典等利用の申し込みはキャンセルとなりますが、回収した 1 台目機種はお客さまに返却されません。
4. 回収対象の 1 台目機種以外の物品（以下「混入物」といいます。）が当社に送付された場合、当社は、混入物の所有権は放棄されたものとみなし、当社の判断により混入物を廃棄等の処分、行政機関へ届出又は何らかの措置を講ずるものとし、お客さまは異議を述べないものとします。
5. 前項にかかわらず、当社は、当社の判断によりお客さまに対して混入物に関して連絡する場合又は混入物を返送する場合があります。この場合であっても、お客さまと連絡が取れないとき又は混入物をお受け取りいただけないときは、当社の判断により混入物を廃棄等の処分、行政機関へ届出又は何らかの措置を講ずるものとし、お客さまは異議を述べないものとします。
6. 法人契約の場合、委任状に記載のご担当者さまの自宅住所へ本人限定受取郵便を送付します。当社にて、本人限定受取郵便の受け取りが確認できない場合は、本特典等を利用できません。

第 12 条（査定基準）

本特典等利用時に回収する 1 台目機種の査定基準は、**当社の下取りプログラム**（キャンペーン名称変更後のキャンペーン及びキャンペーン終了後の後継キャンペーンを含みます。以下同じ。）**と同一の破損時判定基準**※とします。当該基準のいずれか 1 つにでも該当する場合は、査定基準を満たしません。なお、当該査定基準は当社のホームページ上でご確認頂くことができます。

※ **査定時点における最新の下取りプログラムの破損時判定基準（当社指定の下取り適用条件及び下取り特典の減額判定基準を含みます。）に従います。なお、下取りプログラムの破損時判定基準が将来的に変更となり、本プログラムのお申込み時点の基準と異なる場合、変更後の査定時点における下取りプログラムの基準が適用されますので、予めご了承ください。**

第 13 条（下取り価格）

1. 本特典に基づく 1 台目機種の下取り価格は、当社が定める査定基準を満たす場合、査定完了日が属する請求月の翌請求月以降分の分割支払金相当額（頭金は対象外です。）とします。また、1 年買い替えオプションに基づく 1 台目機種の下取り価格は、当社が定める査定基準を満たす場合、1 台目機種の 25 回目から 48 回目までの分割支払金相当額（頭金は対象外です。）とします。
2. 回収した 1 台目機種が査定基準を満たさない場合、下取り価格は、前項に規定する分割支払金相当額から 20,000 円※（不課税）を減額した金額となります。なお、査定基準を満たさない場合においても本特典等を利用することを希望するお客さまは 20,000 円※（不課税）を一括で当社が定める支払条件に従いお支払い頂く必要があります。

「トクするサポート」提供条件書
更新日：2024 年 7 月 2 日
ソフトバンク株式会社

Copyright 2021 SoftBank Corp.

※　あんしん保証パック with AppleCare Services、あんしん保証パック又はあんしん保証パックプラスにご加入のお客さまは 2,000 円

3.　送付キットの配送遅延その他理由により、査定完了まで長期間を要した場合、割賦残債務と相殺する時期が遅れる場合があります。この場合、遅延期間にお支払い頂いた割賦残債務は返金しません。また、割賦残債務を相殺する処理を行った後に査定基準を満たさないことが判明した場合は、本来の割賦残債務を事後的に当社が別に定める支払条件に基づきお支払い頂く場合があります。

第 14 条（プログラム利用料相当のバック）

1.　当社は、お客さまが下表に掲げる条件を満たす場合、お客さまに対し、支払い済みのプログラム利用料相当（以下「バック対象額」といいます。）の PayPay ポイント、T ポイント又はソフトバンクポイントその他の当社指定の内容（次項に詳述します。以下「PayPay 等」と総称します。）を付与します。なお、下表に掲げる失効時期までに、当社が定める方法に従い、付与先の情報を当社に申告しない場合、お客さまの PayPay 等の付与を受ける権利は消滅します。

付与条件	失効時期
次の全ての条件を満たす場合 (1) 1 か月目から 12 か月目までのプログラム利用料を全額支払うこと (2) 本プログラムの加入日が属する請求月を 1 か月目として 13 か月目から 48 か月目※1 までの間に、本特典等を利用せずに、当社又はソフトバンク取扱店から一括払い又は複数回払い（割賦購入契約又は個別信用購入あっせん契約）の支払方法により、機種※2 を購入すること (3) 前号の機種購入の時点で、当社指定の方法に基づき、PayPay 等の付与を希望する旨を当社へ申し出ること※3 (4) 第 2 号の機種購入の時点で、本プログラムを解約・解除・終了していないこと (5) プログラム利用料その他お客さまが当社に負担する債務の支払いを怠っていないこと	別途当社が指定する日から起算して 60 日後

（※1）**48 か月目までに機種の購入を申し込みしたお客さまであっても、49 か月目以降にその機種を受け取り、又は機種変更の切り替え手続きを行った場合は、バック対象額の PayPay 等は付与されません。**

（※2）第 7 条（指定機種）に定める指定機種の範囲と同じとします。SoftBank Certified で取り扱う機種は、対象外です。

（※3）本特典等の利用を申し込み頂いたものの、第 6 条（特典利用条件）第 1 項第 3 号及び同条第 3 項の条件を満たさずに本特典等を利用できなかったお客さまは、PayPay 等の付与を希望する旨を当社へ申し出たものとみなします。

2.　当社は、お客さまが前項に規定する付与条件を満たす場合、当社の指定する時期に、バック対象額の PayPay 等を下表の条件に従い付与します。

	付与の対象	付与先
個人契約のお客さま	PayPay ポイント※1	お客さまが指定する PayPay アカウント
	その他	別途当社が指定する付与先
法人契約のお客さま	T ポイント (2022 年 3 月末日までにお客さまから付与の申し出があった	お客さまの請求先番号ごとに管理される T ポイントを貯める口座

「トクするサポート」提供条件書
更新日：2024 年 7 月 2 日
ソフトバンク株式会社

Copyright 2021 SoftBank Corp.

	場合)	
	ソフトバンクポイント (2022 年 4 月 1 日以降にお客さまから付与の申し出があった場合)	電話番号又は機種契約番号ごとに当社が指定する付与先※2
	その他	別途当社が指定する付与先

※1　出金と譲渡はできません。

※2　ソフトバンクユーザーのお客さまは、回線契約を解約した場合、1 台目機種の機種契約番号に登録された付与先に対して、ソフトバンクポイントを付与します。但し、その解約された回線に係る通信料金の請求先（請求先番号）に他にご契約中の回線が設定されていない場合、ソフトバンクポイントをご利用頂くことができません。

3. お客さまが当社に届け出た連絡先の情報（電話番号、電子メールアドレス又は住所等）の誤り、転居、連絡先の変更、セキュリティ設定に起因する事情その他何らかの理由により、当社が当該連絡先に発信した通知が不到達の場合においても、通常その到達すべきときに到達したものとみなします。この場合、当社の責めに帰すべき事由に基づく場合を除き、お客さまが不到達によって PayPay 等の付与を受けられない等何らかの損害が生じても当社は責任を負いません。
4. お客さまが申告した付与先（以下「PayPay アカウント等」といいます。）の情報が誤りである場合又は PayPay アカウント等が利用停止、ロック、中止その他の理由により利用できない場合等何らかの理由により、当社が PayPay 等を付与することができないときであっても、当社は PayPay 等の再発行を行いません。この場合、当社の責めに帰すべき事由に基づく場合を除き、お客さまに何らかの損害が生じても当社は責任を負いません。
5. お客さまは、一度申告した PayPay アカウント等の情報を変更することができません。万が一、お客さまが当社に対して PayPay アカウント等の情報を誤って申告した場合でも、PayPay 等の再発行、取り戻し等はできません。
6. 当社は、本条に基づきお客さまに付与する対象、内容、時期、方法その他条件について、当社ホームページ上に掲載する方法又は当社が適当と判断する方法により周知することにより、変更することができるものとします。この場合、変更後の内容がお客さまに適用されます。

第 15 条（併用不可サービス）

1. 本特典等を利用するためには、本プログラムに基づき 1 台目機種を当社に提供頂く必要がありますので、本件買替のとき、当社が別途提供している「下取りプログラム（機種変更）」に申し込むことはできません。
2. 上記に掲げる以外にも、他のサービス、キャンペーン、プログラム又は割引等と併用することができない場合があります。

第 16 条（請求月）

本提供条件書において、請求月とは、当社がお客さまごとに割り当てるお支払いの請求締日により異なる、次の 3 とおりの期間を意味するものとします。なお、お客さまの請求締日は、My SoftBank においてご確認頂くことができます。

請求締日	請求月	本プログラムの起算点 （例：加入日 2019 年 9 月 13 日の場合）
末日	毎月 1 日～末日	2019 年 9 月 13 日～2019 年 9 月 30 日を 1 か月目とします
10 日	毎月 11 日～翌 10 日	2019 年 9 月 13 日～2019 年 10 月 10 日を 1 か月目とします
20 日	毎月 21 日～翌 20 日	2019 年 9 月 13 日～2019 年 9 月 20 日を 1 か月目とします

※　お客さまの請求締日が変更になった場合に、その変更が生じた請求月に本特典の利用を申し込みしたときは、第 5 条（特典内容）

「トクするサポート」提供条件書
更新日：2024 年 7 月 2 日
ソフトバンク株式会社

Copyright 2021 SoftBank Corp.

及び第 13 条（下取り価格）に定める下取り価格が 1 台目機種の査定完了日が属する請求月の翌々請求月以降分の分割支払金相当額となることがあります。

第 17 条（遅延損害金）

お客さまは、プログラム利用料その他本契約に基づき負担する債務の支払いを遅延した場合は、支払期日の翌日から支払日に至るまで、遅延した金額に対し、年 14.5%の割合を乗じた額の遅延損害金を当社に支払うものとします。

第 18 条（禁止行為）

お客さまは、本プログラムの利用にあたって、次の各号に該当する行為又は該当するおそれのある行為を行ってはならないものとします。

(1) 法令、行政機関のガイドライン又は公序良俗に違反する行為
(2) 当社又は第三者の営業妨害若しくは名誉棄損する行為、その他不利益を与える行為
(3) 当社又は第三者の財産権、知的財産権その他一切の権利を侵害する行為
(4) 本提供条件書に別段の定めがある場合を除いて、当社の書面による事前の承諾なく、本提供条件書に基づく権利義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保権の設定その他処分をする行為
(5) 本プログラムを不正な目的をもって利用する行為
(6) その他当社が不適切と判断する行為

第 19 条（パーソナルデータの取り扱い）

1. 当社は、お客さまのパーソナルデータ（氏名、住所、電話番号、メールアドレス、製造番号（IMEI）、機種契約番号等を含みますが、これらに限られません。）を当社プライバシーポリシーに定めるところにより、その目的の遂行に必要な範囲において取り扱うこととします。
2. 当社は、本プログラムの提供に関して取得したパーソナルデータについて、下表のとおり、第三者に提供する場合があります。

提供先：1 台目機種の譲渡先事業者
提供国：こちらに記載する国が含まれます。
提供データ：1 台目機種の製造番号（IMEI）
主な利用目的：当社が 1 台目機種を譲渡するため

3. 当社は、次の各号の目的のため、お客さまに代わって Apple Japan 合同会社及び Apple Inc.に対し製造番号（IMEI）を通知し、これらより結果を受領することがあります。なお、受領した結果に係るデータについては、当社プライバシーポリシーに定めるところにより取り扱います。
   (1) 1 台目機種のアクティベーションロックの設定状態を確認するため
   (2) 1 台目機種の修理履歴を確認するため
   (3) その他本プログラムの提供に必要な業務を実施するため

第 20 条（停止･中止）

当社は、システムの保守点検、不可抗力若しくは本プログラムの運営状況その他の予期できない事情がある場合又は当社が必要であると判断する場合は、何ら通知を行うことなく、本プログラムの全部又は一部の提供を停止又は中止することができるものとします。

「トクするサポート」提供条件書
更新日：2024 年 7 月 2 日
ソフトバンク株式会社

Copyright 2021 SoftBank Corp.

第 21 条（責任の制限）

1. 当社は、本プログラムの完全性、安全性、有用性、正確性又は特定目的適合性等について、何ら保証するものではありません。
2. 本プログラムに関連して発生したお客さま（消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）第 2 条第 1 項に規定する「消費者」以外のお客さま（法人等）を除きます。）の損害について、当社の過失（重過失を除きます。）により当社が損害賠償責任を負う場合の賠償の範囲は、お客さまが支払い済みのプログラム利用料の総額相当額を上限とし、直接かつ現実に生じた損害に限るものとし、その他一切の損害（付随的損害、間接損害、特別損害、逸失利益に係る損害及び拡大損害を含みます。）については、その予見可能性の有無を問わず賠償の責任を負わないものとします。
3. 当社は、前項に規定する消費者以外のお客さま（法人等）に対し、本契約に基づきお客さまに生じた一切の損害について、当社の故意又は過失の有無にかかわらず、賠償の責任を負わないものとします。
4. 当社が割賦債権を第三者に譲渡その他の処分をしていた場合には、当社がこれらの譲受人等（以下「割賦債権者」といいます。）に対して割賦残債務に相当する補償債務を履行しない限り、お客さまは本特典等を利用することができず、割賦残債務は相殺されません。

第 22 条（変更・廃止）

1. 本プログラムは、何らかの理由（当社が、第 25 条（解除）第 5 号に該当する場合を含みます。）により内容を変更し、又は廃止する場合があります。この場合、変更後の内容がお客さまの権利関係に重大な影響を与える場合又は本プログラムを廃止する場合は、当社ホームページに掲載する方法その他同等の方法により事前に通知します。但し、緊急性がある場合又はやむを得ない場合は、事後的に通知します。
2. 前項に基づき、本プログラムを廃止した場合、お客さまは本特典等を利用することはできません。この場合、お客さまの割賦契約条件に従い、完済されるまで毎月分割支払金をお支払頂く必要があります。
3. 本プログラムを廃止した場合、割賦債権者が当社に代わり本プログラムを承継すべき義務を負うものではなく、お客さまは割賦債権者に対して、本特典等を利用することはできず、割賦残債務は相殺されません。
4. 前三項の場合に、お客さまに何らかの損害が生じた場合でも、当社及び割賦債権者は責任を負いません。

第 23 条（終了条件）

お客さまが 1 台目機種の割賦残債務を一括にて弁済した場合、本契約は自動的に終了するものとします。

第 24 条（解約）

1. お客さまは、当社が指定する方法に従って手続きを行うことにより、本契約を解約することができます。
2. 前項の場合、当社がお客さまの解約の申し入れを承諾し、解約手続きが完了した日をもって、本契約は終了します。

第 25 条（解除）

当社は、お客さまが次の各号のいずれかに該当する場合、何ら催告等することなく、本契約を解除することができるものとします。

(1) お客さまが本提供条件書に違反した場合
(2) プログラム利用料、分割支払金その他の本契約に基づくお客さまの債務の支払いを怠った場合
(3) 本プログラムの申し込み内容に虚偽又は事実に反する記載・申告等がある場合
(4) 当社又はソフトバンク取扱店の営業を妨害し、又は妨害するおそれがある場合

「トクするサポート」提供条件書
更新日：2024 年 7 月 2 日
ソフトバンク株式会社

Copyright 2021 SoftBank Corp.

(5) 破産、民事再生、会社更生又は特別清算の手続きの開始申し立てがあった場合
(6) お客さまが振出、引き受け、裏書又は保証した手形又は小切手が不渡りとなった場合
(7) 公租公課等の滞納処分を受けた場合又は債務超過の状態である場合
(8) 解散決議、営業の停止又は廃止があった場合
(9) お客さまの財産が強制執行、仮差押又は仮処分を受けた場合
(10) その他当社の業務の遂行上支障がある場合

第 26 条（譲渡・承継）

1. 1 台目機種の割賦債務が完済されるまでの間に、お客さまが当社の承認を得た上で、1 台目機種を譲渡又は承継した場合、本プログラムに関する権利義務は譲受人及び承継者に引き継がれます。但し、本特典等の利用を申込みした後に、譲渡又は承継の手続きを行った場合、別途当社が指定する条件・手続きを満たしたときに限って引き継がれます。
2. 1 台目機種の譲渡を申し込みした後、その譲渡の手続きが完了して一定期間が経過するまでの間は、本特典等の利用を申込みすることはできません。

第 27 条（反社会的勢力の排除）

お客さまは、当社に対し、次の各号に定める事項を現在及び将来にわたって表明し、保証するものとします。

(1) 自らが反社会的勢力（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいいます。）、暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいいます。）、暴力団関係団体、暴力団関係者その他の反社会的勢力の総称をいいます。以下同じ。）に該当しないこと
(2) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有していないこと
(3) 反社会的勢力に対して資金等の提供ないし便宜の供与等をしていないこと

第 28 条（裁判管轄）

本プログラム又は本提供条件書に関して、当社とお客さまとの間で発生した一切の訴訟は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 29 条（提供条件書の変更）

1. 当社は、本提供条件書の記載事項を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の提供条件書の記載事項によります。
2. 本提供条件書の記載事項を変更する場合、当社ホームページに掲載する方法、文字メッセージ（契約者回線又は当社電気通信設備から送信された数字、記号及びその他文字等によるメッセージをいいます。）を配信する方法、又は当社が適当と判断する方法にて事前に通知します。
3. 本提供条件書記載事項以外の部分については、当社が定める個品割賦購入約款又は個別信用購入あっせん約款の規定を適用します。なお、これらの約款と本提供条件書の内容が矛盾又は抵触する場合、本提供条件書の内容が優先的に適用されるものとします。

「トクするサポート」提供条件書
更新日：2024 年 7 月 2 日
ソフトバンク株式会社

Copyright 2021 SoftBank Corp.

記載の料金額は税込価格です

【更新履歴】

2019 年 9 月 13 日　初版作成

同年 10 月 10 日　更新

2020 年 2 月 14 日　更新同年 3 月 27 日　更新

2021 年 1 月 6 日　更新

同年 10 月 13 日　更新

同年 11 月 17 日　更新

2022 年 1 月 19 日　更新

同年 4 月 1 日　更新

同年 4 月 8 日　更新

同年 8 月 17 日　更新

同年 10 月 13 日　更新

2023 年 6 月 14 日　更新

同年 7 月 7 日　更新

同年 11 月 15 日　更新

2024 年 2 月 6 日　更新

同年 7 月 2 日　更新

「トクするサポート」提供条件書

更新日：2024 年 7 月 2 日

ソフトバンク株式会社

Copyright 2021 SoftBank Corp.